

## いじめ防止基本方針（概要版）

### 1 いじめ防止の基本的な考え方

「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という共通認識のもと、教職員が日頃から生徒のささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していきます。

### 2 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

#### 未然防止

- 互いに認め合い、高め合う集団づくりに努めます。
- わかる・できる・楽しい授業を進め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- 道徳教育・人権教育を充実させ、命を大切にする心や相手を思いやる心を育てます。
- 情報モラル教育を推進し、正しく安全に使用できるよう継続的に指導します。

#### 早期発見

- アンケートや教育相談活動、デイリーライフのやりとりなどを大切にし、生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- 教員と生徒との良好な関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、些細なことでも相談できる環境を整えます。
- いじめに関する校内研修を行い、教職員の資質向上を目指します。

#### いじめに対する措置

- 被害生徒を守り通すという強い姿勢で対応します。
- 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援をします。
- 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関との連携のもと、迅速に対応します。
- いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、再発防止にむけての取り組みを強化します。

#### 重大事態への対応

- 組織として迅速かつ丁寧な対応をします。
- 教育委員会への報告をし、組織的に対応します。
- 事実に関する調査と報告を行い、再発防止にむけて必要な措置を講じます。
- 子どもの心のケアを丁寧に行います。

### 3 学校の取り組みに対する検証・見直し

- PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACT）で見直し、実効性ある取り組みを行います。
- いじめに関する項目を盛り込んだアンケートを年2回、教職員と保護者に行います。
- 教職員が、年3回「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を用いて、平時からの備えや対応の見直しを行います。